



遺言書の様式の注意事項

以下は、本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしません。

↑ 余白 5 ミリメートル以上 ↓

遺 言 書

1 私は、私の所有する別紙1の不動産と、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

預貯金
印

2 私は、私の所有する別紙2の(預貯金)と、次の者に遺贈する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏 名 甲山花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職 業 弁護士
氏 名 東京和男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

今和2年7月10日

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

遺 言 太 郎 印

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1 / 3

↑ 余白 10 ミリメートル以上 ↓

遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月〇日」などの記載では保管することはできません。

署名+押印が必要です。押印は認印でも差し支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

内容を変更する場合には、その場所が分かるようにして、変更した旨を付記して署名し、変更した場所に押印をする必要があります。変更が煩雑になる場合や心配な場合には、書き直すことをお勧めします。

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。
※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません。
※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。
※推定相続人以外の者に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

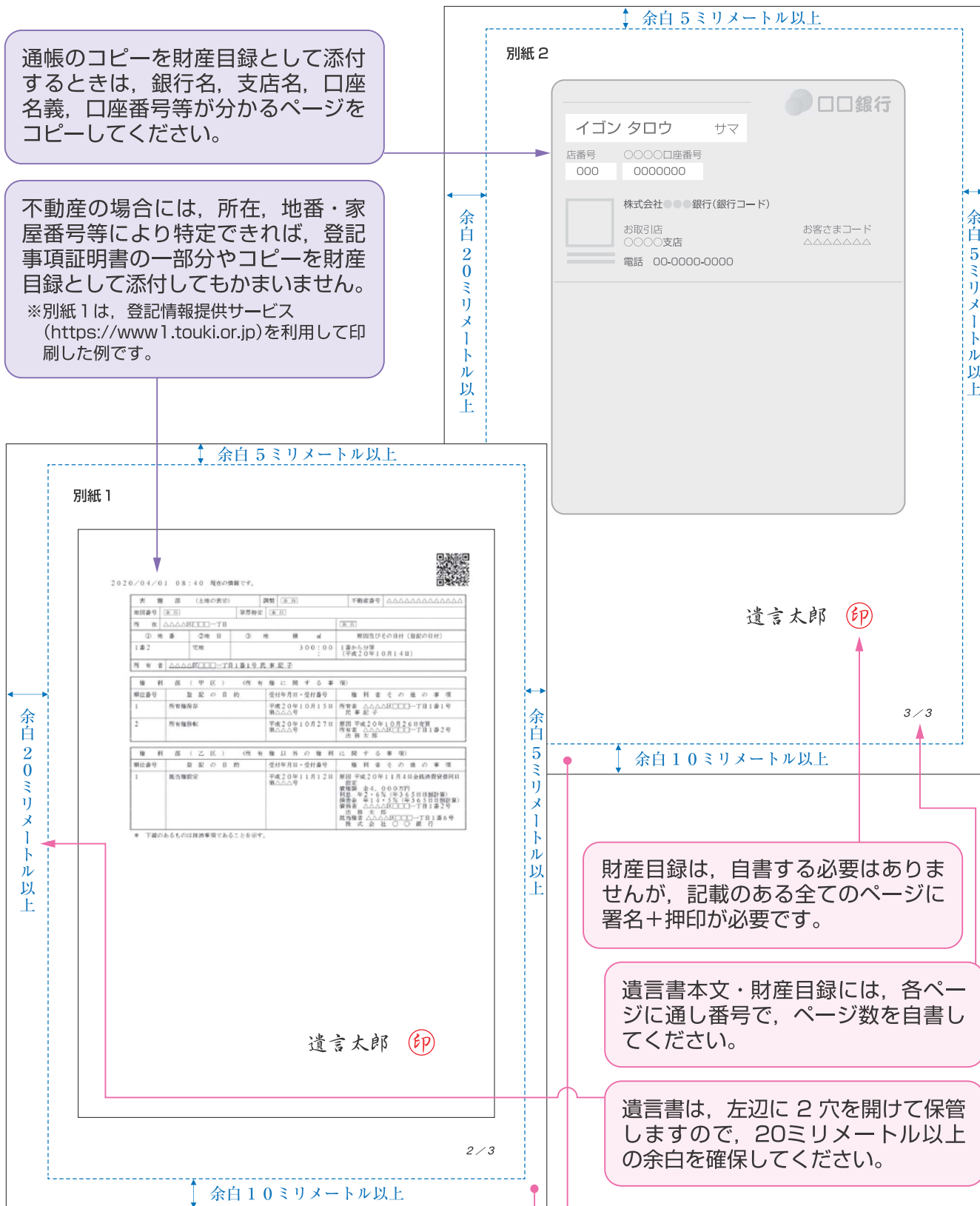
用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。財産目録以外は**全て自書**する必要があります。長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。裏面には何も記載しないでください。

(自書によらない財産目録の例)

通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が分かるページをコピーしてください。

不動産の場合には、所在、地番・家屋番号等により特定できれば、登記事項証明書の一部やコピーを財産目録として添付してもかまいません。

※別紙1は、登記情報提供サービス (<https://www.1.touki.or.jp>)を利用して印刷した例です。



財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名+押印が必要です。

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を自書してください。

遺言書は、左辺に 2 穴を開けて保管しますので、20ミリメートル以上の余白を確保してください。

用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。長期間保存しますので、財産目録としてコピー等を添付する場合には、感熱紙等は使用せず、印字が薄い場合には、印刷・コピーをやり直してください。ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。裏面には何も記載しないでください。